令和８年（フ）第１０３号
青森県八戸市湊高台二丁目15番６号　メゾンソレイユ６号
債務者　山田紗尾里
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１２２号
青森県八戸市大字白銀町字右新井田道３番地６
債務者　清水　礼子
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第２４号
岩手県釜石市両石町第２地割58番地10　県営両石アパート206号室
債務者　沓澤亜衣里
１　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第３９号
岩手県奥州市水沢上姉体六丁目４番地10
債務者　松本　直人
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第７６２号
仙台市青葉区花京院２丁目２番70―702号
債務者　日野　友美
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７９１号
仙台市青葉区角五郎２丁目10番25号　角五郎市営住宅３棟101
債務者　有川みゆき
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８４３号
宮城県名取市手倉田字八幡163番地の５　マノアーレ名取駅西Ｂ201号、従前の住所仙台市太白区中田１丁目８番34―１号　サニーイースト301
債務者　田中　愛夏
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５２号
秋田県能代市二ツ井町切石字山根39番地２
債務者　松嶋　圭佑
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第５３号
秋田県能代市字西赤沼18番地７　グリーンコーポ６号
債務者　横田　優華
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第５５号
秋田県能代市西通町８番13号
債務者　柴田　俊幸
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第４６号
秋田県大仙市四ツ屋字上前村40番地
債務者　佐藤由紀子
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
秋田地方裁判所大曲支部

令和８年（フ）第９０号
茨城県牛久市ひたち野西３丁目12番地５（オリオンピアＣ―７）
債務者　宗田　里絵
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第５８号
茨城県神栖市太田新町３丁目３番地15　市原荘２号
債務者　佐倉　貴子（旧姓大橋）
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第６０号
茨城県神栖市平泉2137番地76　ソフィア71Ｃ203
債務者　木瀧　理香
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第６５号
茨城県鹿嶋市大字小山1029番地33
債務者　肥川　静雄
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第４２２号
栃木県宇都宮市西の宮２丁目20番14号
債務者　石原　　愛
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４４７号
栃木県宇都宮市東横田町523番地11
債務者　伊藤　　学
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係